証券コード　6099
2020年３月10日

株　主　各　位

長野県松本市出川町１５番１２号
株式会社　エ　ラ　ン
代表取締役社長　櫻　井　英　治

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月24日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月25日（水曜日）　午前10時

２．場　　所　長野県松本市深志１－３－21
アルピコプラザホテル３階「ミヤビエ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第26期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第26期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　議決権行使書面において、各議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎　当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

◎　カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。

◎　本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.kkelan.com）に掲載しております。
①　連結計算書類の「連結注記表」
②　計算書類の「個別注記表」
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.kkelan.com）に掲載させていただきます。

◎　新型コロナウイルス感染防止への対応として、受付にてマスクを配布いたします。ご来場の株主様におかれましては、マスク着用について、ご協力をお願いいたします。
また、株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

事業説明会中止のお知らせ	定時株主総会の終了後、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした「事業説明会」を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響など、諸般の事情に鑑み、今回につきましては、「事業説明会」を中止させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く等緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、米中貿易摩擦の長期化や中東及び朝鮮半島情勢の緊迫化、英国の欧州連合（ＥＵ）離脱問題等、海外経済の先行きへの不安もあり、国内景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが属する医療・介護業界につきましては、2020年１月１日現在、65歳以上人口が3,594万人、総人口の28.5％（総務省統計局 人口推計－2020年１月報－）を占めるなど高齢化が確実に進行しており、当社グループに係るサービスの市場規模はますます拡大するものと思われます。

こうした環境の中、当社グループは、介護医療関連事業の主力サービスである「ＣＳ（ケア・サポート）セット」及び「ＬＴセット」をより普及・拡大させるために、当連結会計年度に営業を開始した当社　静岡支店（静岡県静岡市）及び株式会社エルタスク　弘前支店　函館営業所（北海道函館市）を含めた全国20ヶ所の営業拠点において、営業活動を施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して展開してまいりました。

これにより、当社グループにおける当連結会計年度の新規契約の施設数は262施設、契約終了施設数は40施設となり、当連結会計年度末のＣＳセット導入施設数とＬＴセット導入施設数の合計数は、前連結会計年度末より222施設増加し1,362施設となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,518,666千円（前期比15.8％増）、営業利益は1,492,440千円（同16.7％増）、経常利益は1,501,385千円（同17.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は989,595千円（同14.3％増）となりました。

なお、当社は、2019年１月１日を効力発生日として、当社普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。これは、投資単位当た

りの金額を引き下げるとともに、株式数を増加させることにより株式の流動性を高め、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることを目的として実施したものであります。

また、当社は、2020年１月１日付で当社を吸収合併存続会社、当社の100％子会社である株式会社エルタスクを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより、株式会社エルタスクが展開してきたＬＴセットをＣＳセットに統合するとともに、今後、ＣＳセットの導入施設の開拓をさらに進め、全国的な営業活動・事業拡大に努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額は、96,788千円であります。

その主なものは、システム開発投資33,617千円、CSセット動画作成費用5,531千円、四国支店移転に伴う内装工事費用等6,423千円、静岡支店開設に伴う内装工事費用等4,502千円、並びに子会社である株式会社エルタスクの仙台支店移転に伴う内装工事費用等4,728千円、弘前支店函館営業所開設に伴う内装設備工事費用等5,390千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 23 期 (2016年12月期)	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 [当連結会計年度] (2019年12月期)
売　上　高(百万円)	－	15,466	18,585	21,518
経 常 利 益(百万円)	－	923	1,282	1,501
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	－	657	865	989
1株当たり当期純利益金額(円)	－	22.11	28.78	32.66
総　資　産(百万円)	－	6,526	7,824	9,236
純　資　産(百万円)	－	3,497	4,262	5,021
1株当たり純資産額(円)	－	116.96	140.68	165.71

(注) 1．当社では、第24期より連結計算書類を作成しております。
2．売上高には、消費税等は含まれておりません。
3．1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
4．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
5．2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 23 期 (2016年12月期)	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 [当事業年度] (2019年12月期)
売　上　高(百万円)	11,407	13,971	16,474	18,948
経 常 利 益(百万円)	749	798	1,134	1,264
当 期 純 利 益(百万円)	500	556	781	852
1 株 当 た り 当期純利益金額 (円)	17.00	18.71	26.01	28.13
総　資　産(百万円)	5,263	6,067	7,241	8,643
純　資　産(百万円)	2,921	3,395	4,078	4,699
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	98.43	113.57	134.59	155.09

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
4．2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社エルタスク（注）	10百万円	100.0%	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方々に対して、衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせた日額制のサービス（ＬＴセット）の提供
株式会社エランサービス	10百万円	100.0%	個人向け請求代行業務、カスタマーサポート業務等

（注）2020年１月１日付で当社を吸収合併存続会社、株式会社エルタスクを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、老齢人口の増大に伴い、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率が継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当社事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社グループといたしましては、そのような外部環境の変化の中にあってもさらなる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

① 全国への営業・サービス網の整備

2019年８月に静岡県静岡市に当社　静岡支店を開設し、2019年７月に北海道函館市に株式会社エルタスク　弘前支店　函館営業所を開設しました。静岡支店は静岡県全域、函館営業所は道南エリアを営業エリアとしております。従来、既存支店からの長距離移動により、当該各エリアの新規開拓及び契約施設への各種対応を行っていました。静岡支店及び函館営業所の開設により、当該各エリアに密着したより細やかで迅速なサービスを提供することが可能となりました。当社グループは、現在、全国20ヶ所の営業拠点で営業活動を行っておりますが、今後も新たな支店又は営業所を開設し、営業拠点から施設までの距離を短縮し、迅速かつ細やかなサービスを提供するための体制を整備してまいります。

② 収益性の改善

ＣＳセット（ＬＴセットを含む。以下同じ）は、サービス提供を行う施設ごとに各種の仕様決定を行うオーダーメイドタイプのサービスです。利用者へ提供するプランの内容（日額単価、衣類・タオル類の品目・品質等、日常生活用品の品目等）や運営方法（注文受付方法、納品・在庫管理方法等）は、施設や取引業者等との協議の上で個別に決定しております。当社グループは、これまで蓄積してきたノウハウにより採算ラインを判断し各種仕様の検討、提案を行うことにより、収益を確保しておりますが、社員教育不足等によって採算ラインの判断を誤るケースも一部生じております。また、ＣＳセットのニーズの多様化等によって、施設に常駐の受付スタッフを配置することや、日常生活用品の納品業務を外部委託すること等によって売上原価率もしくは売上高販管費比率が押

し上げられる傾向にあります。
　生産性の高い組織へと変化させ、さらなる収益性の改善を図るため、主に以下に記載する「人材の育成」と「システム化の促進」を実行してまいります。

③　人材の育成
　当社グループは、従業員の成長なくして企業の成長はなく、当社グループが永続的に成長するためには、従業員の教育、育成による従業員の成長が必要不可欠な重要な課題であると認識しております。先輩従業員から直接指導を受ける実践型の人材教育（ＯＪＴ）に加え、より短期間で優秀な人材を育成すべく、新卒採用者への教育プログラムとしてメンター制度の確立や中堅・幹部従業員向けの各種研修の拡充を図ります。また、将来的な海外展開を見据え、今後はグローバルな人材の採用、育成にも力を入れていきます。

④　システム化の促進
　当社グループは、ＣＳセットの運営にあたり各種の情報システムを利用しております。特に請求管理業務や購買管理業務は労働集約的な業務であり、ＣＳセット契約施設数の増加に伴い、業務量及び当該業務に従事する従業員が増加しております。このため、今後さらにＣＳセット契約施設数が増加しても、これに対応する従業員の増加をできる限り抑えられるよう、各種業務のシステム化を積極的に推進することで生産性の向上を図り、利益率の改善に取り組んでまいります。
　なお、システム化の推進によって、生産性の高い体制を整えるとともに、ＡＩやＩＴ技術を活用した新たなビジネス展開の可能性を探ってまいります。

⑤　知名度、ブランド力の向上
　当社グループがＣＳセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」は、当社の上場及び業容の拡大によって、全国的にある程度社会的に認知されるようになってきました。当社は、地域社会に対する協賛活動やメーカーとの契約により当社のオリジナル商品を開発し、ＣＳセット利用者に提供するなど、知名度やブランド力の向上に向けた取り組みを行っております。しかし、現状では、当社グループ及びＣＳセットサービ

スの認知度が十分な水準に達しているとはいえません。今後も、利用者、施設、提携業者の満足度を向上させる活動を継続的に行うことによって、当該サービスのトップランナーとしてのブランド力を高めてまいります。

⑥　顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上

当社グループのお客様は、病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者である個人です。当社は当該個人のお客様に対し、申込時に信用調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。このため、当社グループとしては、当該個人の顧客満足度を高めること及び利用料金の回収能力を高めることが重要な課題であると認識しております。

例えば、当社グループでは、顧客満足度を高めるために、顧客対応業務を行っている株式会社エランサービスにおいて、外国人からの問い合わせに対応した電話対応の多言語化、クレジットカード決済等の支払方法の多様化等を実施しております。また、当社グループは、カスタマーサポートセンターの営業時間の延長の検討や、入院時の連帯保証、損害賠償責任の問題等の入院入所時のさまざまな困りごとを解決するための新サービスの開発を行うなど、顧客満足度の向上に積極的に取り組んでおります。

他方で、利用料金の回収業務については、債権管理部門において書面や電話による細やかな回収活動を実施しております。

当社グループは、引き続き、お客様であるＣＳセット利用者の顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

⑦　感染症等の流行による当社事業の運営リスクへの対応

当社グループがＣＳセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」は、病院や介護老人保健施設等の施設で提供されています。

今般の新型コロナウイルスのような治療法が確立されていない感染症やその他の感染力の強い病気が社会的に流行した場合、当社がＣＳセットの運営を委託している委託先が当該感染症等の緊急対応により当社からの受託業務を履行できない事態が想定されます。これにより、施設内におけるＣＳセットの運営が円滑に進まず、結果として、当社の売上高の減少につながる可能性があります。

当社としては、ＣＳセットの運営業務のデジタル化を図るなど、施設内におけるＣＳセット運営業務の効率化を推進するとともに、感染症等が流行する緊急時においても、現場の運営が円滑に進む対応策を検討してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年12月31日現在）

事業区分	事業内容
介護医療関連事業	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類・タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「ＣＳ（ケア・サポート）セット」及び「ＬＴセット」を展開しております。

⑹ **主要な事業所**（2019年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	長野県松本市
松本村井事業所	長野県松本市
東京支店 東京オフィス	東京都港区
札幌支店	北海道札幌市白石区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区
静岡支店	静岡県静岡市葵区
相模原支店	神奈川県相模原市中央区
新潟支店	新潟県新潟市中央区
金沢支店	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府吹田市
岡山支店	岡山県岡山市北区
広島支店	広島県広島市中区
四国支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市博多区
福岡支店 南九州営業所	熊本県熊本市中央区

（注）静岡支店は、2019年８月１日に開設いたしました。

② 子会社

名　　称	所　　在　　地
株式会社エルタスク	本社（岩手県盛岡市） 仙台支店（宮城県仙台市青葉区） 弘前支店（青森県弘前市） 秋田支店（秋田県秋田市） 弘前支店 函館営業所（北海道函館市）
株式会社エランサービス	本社（長野県松本市） 松本村井事業所（長野県松本市） 相模原支店（神奈川県相模原市中央区） 広島支店（広島県広島市中区）

（注）1．株式会社エルタスク弘前支店函館営業所は2019年７月１日に開設いたしました。
2．株式会社エランサービス松本村井事業所、相模原支店、広島支店は2019年４月１日に開設しました。

⑺ **従業員の状況**（2019年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

276名（167名）（前期末比34名増（37名増））

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（　）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2．当社グループは介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
196名（43名）	2名減（70名減）	32.4歳	4.9年

（注）1．従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（　）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2．前事業年度に比べて従業員数及び臨時雇用者数が減少した主な理由は、連結子会社である株式会社エランサービスへの出向によるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　96,000,000株

（注）2019年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は48,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　30,300,000株

（注）2019年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は15,150,000株増加しております。

③ 株主数　6,101名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
櫻井英治	7,880,000株	26.01%
中島信弘	6,200,000株	20.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,712,800株	8.95%
佐藤幸夫	1,280,000株	4.22%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,004,800株	3.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	793,900株	2.62%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	556,400株	1.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	536,500株	1.77%
BBH/DESTINATIONS INTERNATIONAL EQUITY FUND/WASATCH ADVISORS	353,400株	1.17%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE－AC)	313,427株	1.03%

（注）持株比率は自己株式（440株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井英治	
取締役副社長	安藤剛照	営業本部長 株式会社エルタスク代表取締役社長
専務取締役	中島信弘	お客様相談室・事業開発部・情報システム部管掌 株式会社エランサービス取締役
取締役	峯崎友宏	営業副本部長 株式会社エランサービス取締役
取締役	原秀雄	業務本部長 株式会社エランサービス代表取締役社長
取締役	鈴木隆二	営業部長 株式会社エルタスク取締役
取締役	秋山大樹	管理本部長兼経営管理部長兼総務人事本部管掌
取締役	藤田幸司	
常勤監査役	江山弘	株式会社エルタスク監査役 株式会社エランサービス監査役
監査役	髙木伸行	株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外取締役（監査等委員） 株式会社ロッテ非常勤顧問 中野冷機株式会社社外取締役
監査役	愛川直秀	愛川法律事務所所長

（注）1．林憲司氏は、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役を辞任されております。
2．取締役　藤田幸司氏は、社外取締役であります。
3．監査役　髙木伸行氏及び監査役　愛川直秀氏は、社外監査役であります。
4．常勤監査役　江山弘氏は、当社の上場以前から経理部門の基盤構築に尽力した経験や税理士法人において税務・会計関連の専門的な業務に従事した経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
櫻 井 英 治	代表取締役社長 株式会社エルタスク代表取締役会長	代表取締役社長	2019年１月１日
安 藤 剛 照	取締役副社長 運営管理本部長 営業本部長 株式会社エランサービス監査役	取締役副社長 営業本部長 株式会社エルタスク代表取締役社長 株式会社エランサービス監査役	2019年１月１日
	取締役副社長 営業本部長 株式会社エルタスク代表取締役社長 株式会社エランサービス監査役	取締役副社長 営業本部長 株式会社エルタスク代表取締役社長	2019年３月22日
中 島 信 弘	専務取締役 株式会社エルタスク代表取締役社長 株式会社エランサービス取締役	専務取締役 事業開発部・情報システム部管掌 株式会社エランサービス取締役	2019年１月１日
	専務取締役 事業開発部・情報システム部管掌 株式会社エランサービス取締役	専務取締役 お客様相談室・事業開発部・情報システム部管掌 株式会社エランサービス取締役	2019年７月１日
峯 崎 友 宏	取締役 業務本部長 株式会社エルタスク取締役 株式会社エランサービス取締役	取締役 営業副本部長 株式会社エランサービス取締役	2019年１月１日

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
原　　秀雄	取締役CFO 管理本部長 株式会社エルタスク監査役 株式会社エランサービス代表取締役社長	取締役 業務本部長 株式会社エランサービス代表取締役社長	2019年1月1日
鈴木隆二	株式会社エルタスク常務取締役	取締役 営業部長 株式会社エルタスク取締役	2019年3月22日
秋山大樹	株式会社エルタスク監査役	取締役 管理本部長兼経営管理部長 株式会社エルタスク監査役	2019年3月22日
	取締役 管理本部長兼経営管理部長 株式会社エルタスク監査役	取締役 管理本部長兼経営管理部長	2019年3月28日
	取締役 管理本部長兼経営管理部長	取締役 管理本部長兼経営管理部長兼総務人事本部管掌	2019年7月1日
江山　　弘	－	常勤監査役 株式会社エランサービス監査役	2019年3月22日
	常勤監査役 株式会社エランサービス監査役	常勤監査役 株式会社エルタスク監査役 株式会社エランサービス監査役	2019年3月28日

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
髙 木 伸 行	監　　査　　役 株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 株式会社ラクト・ジャパン社外　取　締　役 株式会社ロッテ非 常 勤 顧 問	監　　査　　役 株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 株式会社ロッテ非 常 勤 顧 問	2019年２月26日
	監　　査　　役 株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 株式会社ロッテ非 常 勤 顧 問	監　　査　　役 株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 株式会社ロッテ非 常 勤 顧 問 中野冷機株式会社 社 外 取 締 役	2019年３月28日
	監　　査　　役 株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 株式会社ロッテ非 常 勤 顧 問 中野冷機株式会社 社 外 取 締 役	監　　査　　役 株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外取締役 (監査等委員) 株式会社ロッテ非 常 勤 顧 問 中野冷機株式会社 社 外 取 締 役	2019年６月26日

7．当事業年度終了後の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
安藤剛照	取締役副社長 営業本部長 株式会社エルタスク代表取締役社長	取締役副社長	2020年1月1日
中島信弘	専務取締役 お客様相談室・事業開発部・情報システム部管掌 株式会社エランサービス取締役	専務取締役 経営戦略本部管掌 株式会社エランサービス取締役	2020年1月1日
峯崎友宏	取締役 営業副本部長 株式会社エランサービス取締役	取締役 営業本部長	2020年1月1日
原　　秀雄	取締役 業務本部長 株式会社エランサービス代表取締役社長	取締役 IR室長 株式会社エランサービス取締役	2020年1月1日
鈴木隆二	取締役 営業部長 株式会社エルタスク取締役	取締役 業務本部長 株式会社エランサービス代表取締役社長	2020年1月1日
秋山大樹	取締役 管理本部長兼経営管理部長兼総務人事本部管掌	取締役 管理本部長	2020年1月1日
江山　　弘	常勤監査役 株式会社エルタスク監査役 株式会社エランサービス監査役	常勤監査役 株式会社エランサービス監査役	2020年1月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	8名	178,950千円
監査役	4名	23,010千円
（うち社外役員）	（3名）	（17,550千円）
合計	12名	201,960千円

（注）１．上記のほか、使用人兼務取締役（２名）の使用人分給与を16,200千円支払っております。

２．上記には、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名を含んでおります。

３．取締役の報酬限度額は、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会において年額460百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会において年額28百万円と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役髙木伸行氏は、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングスの社外取締役（監査等委員）、株式会社ロッテ非常勤顧問及び中野冷機株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

・監査役愛川直秀氏は、愛川法律事務所所長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主　な　活　動　状　況
取締役　藤田幸司	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。長年にわたる上場会社での経営経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　髙木伸行	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　愛川直秀	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ．公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。

ハ．代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

ニ．反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及び、システムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。

ロ．リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ．取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び、社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査役へ報告する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は関係会社管理規程に基づき事前に当社の承認を得ることなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査室による監査により、業務の適正性を検証する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べることができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、監査役に対し取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。

ロ．取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。

ハ．その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。

ニ．監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。

⑧　子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

イ．子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、関連会社管理規程に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。

ロ. 当社の管理担当部門は、子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ロ. 監査役は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査への立会を行う。

ハ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

ニ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

⑵ 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、社長及び監査役への報告を行うほか、内部監査室室長が定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、総務部を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ＣＳセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に報告が行われております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は使用人が子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社において毎月１回の定時取締役会を開催し、子会社の情報共有、経営課題の審議を実施しております。

さらに、子会社の社長に就任している当社の取締役が、当社における毎月１回の定時取締役会で、子会社の状況報告を実施しております。

また、当社の内部監査室が子会社の取締役及び使用人の職務の適正性を確認するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の社長へ報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の補助スタッフは配置しておりませんが、経営管理部の担当者が取締役会開催時等において監査役の補助を実施しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

使用人から監査役への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査役から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査役への報告を行っております。

⑧ 子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

毎月１回開催される当社の定時取締役会において、子会社の社長に就任している当社の取締役が、当社監査役を含む当社の全役員に対し、子会社の状況報告を実施しております。また、子会社に係る法令及び規程に定められた事項並びに子会社の監査役から報告を求められた事項について、当社の経営管理部が子会社の取締役及び使用人から報告を受けた場合には、速やかに当該事項を当社の監査役に報告することとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査役の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,327,140**	**流動負債**	**4,211,085**
現金及び預金	3,472,071	買掛金	3,340,056
売掛金	2,779,071	未払金	262,441
商品	753,791	未払費用	134,911
貯蔵品	12,761	未払法人税等	333,285
未収入金	1,697,463	未払消費税等	91,574
その他	43,472	その他	48,815
貸倒引当金	△431,490	**固定負債**	**4,342**
固定資産	**909,311**	その他	4,342
有形固定資産	**311,526**	**負債合計**	**4,215,428**
建物及び構築物	148,217	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	12,846	**株主資本**	**5,035,906**
土地	114,018	**資本金**	**573,496**
その他	36,443	**資本剰余金**	**543,496**
無形固定資産	**195,906**	**利益剰余金**	**3,919,152**
ソフトウエア	103,848	**自己株式**	**△238**
のれん	87,941	**その他の包括利益累計額**	**△14,882**
その他	4,116	**その他有価証券評価差額金**	**△14,882**
投資その他の資産	**401,879**		
投資有価証券	123,379		
繰延税金資産	214,032		
その他	110,292		
貸倒引当金	△45,825	**純資産合計**	**5,021,024**
資産合計	**9,236,452**	**負債純資産合計**	**9,236,452**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**21,518,666**
売上原価		**16,045,272**
売上総利益		**5,473,394**
販売費及び一般管理費		**3,980,954**
営業利益		**1,492,440**
営業外収益		
固定資産売却益	963	
助成金収入	2,630	
受取遅延損害金	6,900	
その他	3,190	13,685
営業外費用		
固定資産除却損	4,537	
その他	202	4,739
経常利益		**1,501,385**
税金等調整前当期純利益		**1,501,385**
法人税、住民税及び事業税	546,645	
法人税等調整額	△34,855	511,790
当期純利益		**989,595**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**989,595**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	573,496	543,496	3,141,654	△238	4,258,408
当期変動額					
剰余金の配当			△212,096		△212,096
親会社株主に帰属する当期純利益			989,595		989,595
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	777,498	－	777,498
当期末残高	573,496	543,496	3,919,152	△238	5,035,906

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△13,940	△13,940	18,207	4,262,675
当期変動額				
剰余金の配当				△212,096
親会社株主に帰属する当期純利益				989,595
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△942	△942	△18,207	△19,150
当期変動額合計	△942	△942	△18,207	758,348
当期末残高	△14,882	△14,882	－	5,021,024

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**7,258,544**	**流動負債**	**3,939,770**
現金及び預金	2,757,265	買掛金	2,949,576
売掛金	2,431,571	リース債務	1,302
商品	656,797	未払金	532,336
前払費用	20,936	未払費用	96,755
未収入金	1,761,155	未払法人税等	266,844
その他	29,498	未払消費税等	49,342
貸倒引当金	△398,680	従業員預り金	23,080
固定資産	**1,384,649**	その他	20,532
有形固定資産	**284,887**	**固定負債**	**4,342**
建物	133,589	リース債務	4,342
構築物	1,139	**負債合計**	**3,944,113**
車両運搬具	8,349	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	22,657	**株主資本**	**4,713,963**
土地	114,018	**資本金**	**573,496**
リース資産	5,132	**資本剰余金**	**543,496**
無形固定資産	**101,173**	資本準備金	543,496
ソフトウエア	97,057	**利益剰余金**	**3,597,209**
その他	4,116	利益準備金	7,500
投資その他の資産	**998,588**	その他利益剰余金	3,589,709
投資有価証券	123,379	別途積立金	12,500
関係会社株式	623,000	繰越利益剰余金	3,577,209
敷金	47,053	**自己株式**	**△238**
繰延税金資産	196,627	**評価・換算差額等**	**△14,882**
その他	51,968	その他有価証券評価差額金	△14,882
貸倒引当金	△43,441		
資産合計	**8,643,194**	**純資産合計**	**4,699,080**
		負債純資産合計	**8,643,194**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**18,948,340**
売上原価		**14,237,687**
売上総利益		**4,710,653**
販売費及び一般管理費		**3,912,977**
営業利益		**797,675**
営業外収益		
受取利息	34	
受取家賃	553	
固定資産売却益	963	
助成金収入	2,630	
業務受託収入	58,500	
経営指導料	72,000	
受取出向料	290,592	
その他	43,115	468,389
営業外費用		
固定資産除却損	1,275	
その他	104	1,379
経常利益		**1,264,684**
税引前当期純利益		**1,264,684**
法人税、住民税及び事業税	444,895	
法人税等調整額	△32,479	412,415
当期純利益		**852,268**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	2,937,037
当期変動額						
剰余金の配当						△212,096
当期純利益						852,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	640,171
当期末残高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	3,577,209

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	2,957,037	△238	4,073,791	△13,940	△13,940	18,207	4,078,058
当期変動額							
剰余金の配当	△212,096		△212,096				△212,096
当期純利益	852,268		852,268				852,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△942	△942	△18,207	△19,150
当期変動額合計	640,171	－	640,171	△942	△942	△18,207	621,021
当期末残高	3,597,209	△238	4,713,963	△14,882	△14,882	－	4,699,080

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月17日

株式会社エラン
　取 締 役 会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢 野　浩 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下 条　修 司 ㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エランの2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月17日

株式会社エラン
　取 締 役 会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢 野　浩 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下 条　修 司 ㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エランの2019年１月１日から2019年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月21日

株式会社　エラン　監査役会

常勤監査役　江山　弘　㊞

社外監査役　髙木伸行　㊞

社外監査役　愛川直秀　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら今後の事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円
総額272,696,040円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年３月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（2）機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設することとし、これに伴い、現行定款第44条（剰余金の配当等）及び第45条（中間配当金）を削除するとともに、変更案第42条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

（3）取締役による適切かつ果断なリスクテイクを支える環境整備の観点から、任務懈怠による取締役の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できるようにすること、及び業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、取締役の責任免除及び責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（4）その他、上記の変更に伴う条数等の変更、その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条　（略）	第1条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(8)　（略）	(1)～(8)　（現行どおり）
(9) 前各号に附帯する一切の事業	(9) 前各号に関連または附帯する一切の事業
第3条　（略）	第3条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)　取締役会	(1)　取締役会
(2)　監査役	(2)　監査等委員会
(3)　監査役会	（削除）
(4)　会計監査人	(3)　会計監査人
第5条　（略）	第5条　（現行どおり）
第2章　株式	第2章　株式
第6条～第11条　（略）	第6条～第11条　（現行どおり）
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第12条～第17条　（略）	第12条～第17条　（現行どおり）
（株主総会議事録）	（株主総会議事録）
第18条　株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。	第18条　株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成する。

現行定款	変更案
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第19条　当会社の取締役は、8名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。
（新設）	2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（選任方法）	（選任方法）
第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2.　（略）	2.　（現行どおり）
3.　（略）	3.　（現行どおり）
（新設）	4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
（新設）	5. 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期）	（任期）
第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
（新設）	2．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2．補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（削除）
（新設）	3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議で定める。
2．（略）	2．（現行どおり）
3．取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。	3．取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。
第23条　（略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
2．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第25条　（略） （取締役会の決議の省略） 第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。 （新設） （取締役会議事録） 第27条　取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。 （取締役会規程） 第28条　（略）	第25条　（現行どおり） （取締役会の決議の省略） 第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 （取締役会議事録） 第28条　取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。 （取締役会規程） 第29条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
（社外取締役との責任限定契約） 第30条 （新設）	（取締役の責任免除等） 第31条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会 （員数） 第31条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削除） （削除）
（選任方法） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会を招集するときは、会日の３日前までに各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削除）

現行定款	変更案
（社外監査役の責任限定契約） 第38条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（補欠監査役の選任等） 第39条　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2．補欠監査役の選任決議は、第32条第2項の規定を準用する。 3．第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時、または、補欠として選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までのいずれか短い時までとする。 4．補欠監査役を選任した場合、その選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、法定等に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会議事録） 第35条　監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。
（新設）	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

現行定款	変更案
第6章　会計監査人 第40条～第41条　（略） （報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。	第6章　会計監査人 第37条～第38条　（現行どおり） （報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計算 第43条（略） （剰余金の配当等） 第44条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を行う。 （中間配当金） 第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）を行うことができる。	第7章　計算 第40条　（現行どおり） （削除） （削除）

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2．当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 3．前二項のほか、基準日を含めて剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間等） 第46条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。 2．前項の金銭には利息をつけない。	（配当金の除斥期間等） 第43条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。 2．前項の金銭には利息をつけない。
（新設）	附則 （社外監査役との責任限定契約に関する経過措置） 第26回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（８名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	櫻井英治（さくらいひでほる） （1970年３月28日）	1988年４月　株式会社ホンダクリオ相模原（現株式会社ホンダカーズ神奈川西）入社 1990年１月　日本コロンビアDCS販売株式会社入社 1991年２月　有限会社嘉豊（現　株式会社ぴーぷる）入社 1995年２月　当社設立　代表取締役就任 2008年11月　株式会社エルタスク代表取締役就任 2016年10月　当社代表取締役社長営業本部長 2017年２月　株式会社エルタスク代表取締役会長就任 2018年１月　当社代表取締役社長（現任）	7,880,000株
（取締役候補者とした理由） 櫻井英治氏は、当社創業以来、創業者として、強力なリーダーシップと実行力により、入院セットを組織的にビジネス展開し、当社を同ビジネスのパイオニアたる地位にまでけん引してまいりました。引き続き事業推進の要として当社経営を担うことが当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	安藤剛照（あんどう よしてる） （1947年4月5日）	1970年４月　株式会社日本不動産銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行 1997年６月　同行取締役総務部長 1999年５月　株式会社キョウデン連結管理本部長 2000年６月　同社常務取締役就任 2001年６月　株式会社九九プラス代表取締役副社長就任 2006年６月　昭和ＫＤＥ株式会社代表取締役社長就任 2015年３月　当社社外取締役就任 2016年10月　当社取締役副社長 2017年４月　当社取締役副社長運営管理本部長 2018年１月　当社取締役副社長営業本部長兼運営管理本部長 2018年９月　株式会社エランサービス監査役就任 2019年１月　株式会社エルタスク代表取締役社長就任 2020年１月　当社取締役副社長（現任）	20,000株

（取締役候補者とした理由）

安藤剛照氏は、複数の上場会社における取締役の立場で経営に長年にわたって携わられていることから、2015年３月から当社社外取締役として、2016年10月からは常勤取締役（副社長）として当社の経営体制の強化に尽力してまいりました。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	峯崎友宏（みねざきともひろ） (1972年9月7日)	1997年４月　中島雄三税理士事務所入所 1999年12月　有限会社アイ・エス・オー入社 2003年８月　当社入社 2009年１月　当社営業部長 2011年７月　当社取締役就任　営業部長 2012年10月　当社取締役東日本エリア営業部長 2014年３月　当社取締役（営業管掌） 2016年２月　当社取締役営業部長 2016年10月　当社取締役営業副本部長 2017年２月　株式会社エルタスク取締役就任 2018年１月　当社取締役業務本部長 2018年９月　株式会社エランサービス取締役就任 2019年１月　当社取締役営業副本部長 2020年１月　当社取締役営業本部長（現任）	240,000株

（取締役候補者とした理由）

峯崎友宏氏は、入社以来、介護医療関連事業の立ち上げ期からのメンバーとして、一貫して営業活動により当社事業の発展に貢献してまいりました。2018年には業務本部を管掌し、個人請求業務を行う組織のマネジメントを経験したうえで、2019年に営業本部に戻り、2020年からは営業本部長に就任しております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	秋山大樹（あきやまだいき） （1978年9月17日）	2003年11月　税理士法人山田＆パートナーズ入所 2012年３月　当社入社 2017年２月　株式会社エルタスク取締役就任 2017年４月　当社管理本部経営管理部長 2019年１月　当社管理本部長兼経営管理部長 株式会社エルタスク監査役就任 2019年３月　当社取締役就任 管理本部長兼経営管理部長 2020年１月　当社取締役管理本部長（現任）	20,000株

（取締役候補者とした理由）

秋山大樹氏は、公認会計士としての経理財務分野に関する高い識見に加えて、当社管理本部長として、事業規模拡大を続ける当社の経営管理業務に多大な貢献をしてまいりました。2017年２月に株式会社エルタスクの取締役に就任し、2019年３月には当社取締役に就任し、経営に関する経験値を積み重ねております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ 江守直美（えもりなおみ） （1959年2月21日）	1980年４月　京都第一赤十字病院 入職 1983年４月　福井医科大学医学部附属病院 入職 富山医科薬科大学医学部附属病院 出向 1989年４月　福井医科大学医学部附属病院 副看護婦長 1991年４月　同院 看護婦長 2013年４月　福井大学医学部附属病院 副看護部長 2015年４月　同院 看護部長・副病院長 2019年６月　公益社団法人日本看護協会 地区理事（現任） 公益社団法人福井県看護協会 会長（現任）	－株
（社外取締役候補者とした理由） 江守直美氏は、長年にわたり大型急性期病院の看護業務に従事され、看護実践、看護管理、看護教育、研究活動、学会・社会活動に幅広く活躍されております。同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、看護や医療に関する幅広い見識と経験を有しており、その経歴と経験を活かし、看護や医療の観点からの助言指導等により、当社の事業拡大に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。			

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．江守直美氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、江守直美氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額とする予定であります。
５．当社は、江守直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ 江山（えやま）　弘（ひろし） (1970年２月２日)	2007年11月　当社入社 2012年４月　株式会社総合会計入社 2014年11月　税理士法人総合会計入所 2016年10月　当社入社 2018年１月　当社内部監査室室長 2019年１月　当社専務取締役付次長 2019年３月　株式会社エルタスク監査役就任 株式会社エランサービス監査役就任（現任） 2019年３月　当社常勤監査役就任（現任）	1,000株

（取締役候補者とした理由）

江山弘氏は、当社の上場以前から経理部門の基盤構築に尽力した経験を有し、加えて、内部監査業務を通じて当社の事業内容及び管理体制等に精通しております。また、税務・会計関連の専門的な知見を基礎に、当社内部監査部門の責任者として当社の監査体制の充実・強化に貢献してまいりました。これらの知識と経験に基づいて、2019年３月に当社の常勤監査役に就任しております。引き続きこれらの知識、経験を活かして当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員の候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	※ 藤田幸司（ふじたこうじ） (1953年1月29日)	1976年４月　第一中央汽船株式会社入社 2006年６月　同社取締役就任 2009年６月　同社取締役常務執行役員 2013年６月　同社代表取締役専務執行役員 2017年３月　当社社外取締役就任（現任）	－株
（社外取締役候補者とした理由） 藤田幸司氏は、上場会社において取締役の立場で経営に長年にわたって携わられていることから、当社の社外取締役に就任していただいております。長年にわたる経営の経験により、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員の候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ 髙木伸行（たかぎのぶゆき） (1953年2月25日)	1977年４月　野村證券株式会社入社 1997年６月　同社金融研究所企業調査部長 1998年12月　同社引受審査部長 2004年７月　同社金融経済研究所企業調査部長 2007年７月　同社金融経済研究所長兼投資調査部長 2009年２月　同社グローバルリサーチ本部リサーチ・マネージング・ダイレクター 2009年３月　国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究センター客員教授 2009年４月　芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科非常勤講師 2013年３月　当社社外監査役就任（現任） 2013年６月　名糖運輸株式会社社外監査役就任 2015年10月　株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役就任 2016年２月　株式会社ラクト・ジャパン社外取締役就任 2017年５月　株式会社ロッテ非常勤顧問（現任） 2019年３月　中野冷機株式会社社外取締役就任（現任） 2019年６月　株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外取締役就任（監査等委員）（現任）	－株

（社外取締役候補者とした理由）

髙木伸行氏は、証券会社出身であり、幅広い資本市場に関する見識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社の監査役として、当社の監査体制の充実・強化に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後も引き続き、資本市場に関する幅広い見識、経験を活かして、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員の候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ 愛川直秀（あいかわなおひで） (1977年9月17日)	2004年10月　三浦法律事務所入所 2007年９月　愛川法律事務所開設 同事務所所長（現任） 2007年10月　国立大学法人信州大学教育学部非常勤講師 2011年４月　国立大学法人信州大学大学院法曹法務研究科特任准教授 2014年３月　当社社外監査役就任（現任）	－株
（社外取締役候補者とした理由） 愛川直秀氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社の監査役として、当社の監査体制の充実・強化に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後も引き続き、弁護士としての幅広い見識、経験を活かして、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員の候補者といたしました。			

（注）１．※印は、新任の候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．藤田幸司氏、髙木伸行氏及び愛川直秀氏は、社外取締役候補者であります。

４．藤田幸司氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

５．当社は、藤田幸司氏、髙木伸行氏及び愛川直秀氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としており、選任が承認された場合、当社は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、江山弘氏の選任が承認された場合は、同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定です。

６．当社は、藤田幸司氏、髙木伸行氏及び愛川直秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合、当社は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会において、「年額460百万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額460百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない）と定めることといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

現在の取締役は８名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は５名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額40百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　　場

長野県松本市深志1-3-21
アルピコプラザホテル　3階「ミヤビエ」
Tel.0263-36-5055

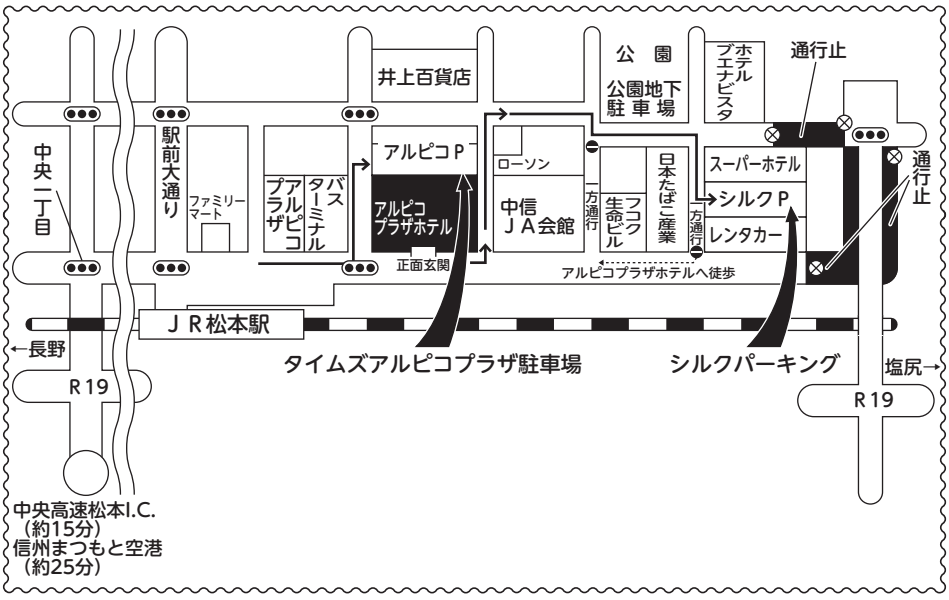

◆駐車場のご案内
お車でお越しの際には、以下のホテル提携駐車場を、ご利用いただけます。
□タイムズアルピコプラザ駐車場：
　全長５m・車高2.1m・車幅1.9m・重量2.5ｔ以内
□シルクパーキング：全長５m・車高2.1m・車幅1.7m以内
※昨年度までご案内していた駐車場と一部異なりますので、ご注意ください。

〔交通〕ＪＲ松本駅東口より　徒歩３分
　　長野自動車道松本Ｉ.C.より　車約15分